

青森県アスベスト問題対策本部 第7回会議の議事概要

日 時 平成20年11月5日(水) 10:20～10:30
場 所 第三応接室
出席者 本部長(蝦名副知事)、その他本部員

議事の概要

《アスベスト対策の進捗状況について》

環境生活部長:「資料」に基づきまして、ご説明いたします。

まず、資料1をご覧ください。「県有施設等における吹付けアスベスト等使用実態の再調査結果とその対応」についてです。

今年に入り、これまで国内では流通していないとされていたアスベスト「トレモライト等」の検出事例が、一部東京都等においてみられました。

これを受けて、県アスベスト問題対策本部事務局では、過去の調査で、吹付け等はみられるが、アスベストの使用がなかった施設及び含有率0.1%以下であった施設、合わせて95施設を対象に、改めて、JIS法により、アスベストの使用の有無を再調査するよう関係部局に依頼しておりました。

その調査結果がまとまりましたので、お知らせします。

「2の調査結果概要」にあるとおり、調査対象95施設のうち、アスベスト6種類全てについて検出されなかった施設が93施設です。

次に、今回問題となっているトレモライト等が検出された施設はありませんでした。

一方で、前回の調査で対象とされていたクリソタイル等が検出された施設が2施設ありました。

これら2施設は、「吹付けアスベスト等に係る措置の選定基準等」により、「五所川原合同庁舎(機械室)天井」は、既に関係箇所について除去の措置を講じております。

また、「三八地域県民局地域農林水産部資料保管庫天井」は、今後、囲い込みの措置を講じていくこととしております。

以上が、県有施設等の吹付けアスベスト等使用実態調査の再調査結果とその対応になります。

次に資料2をご覧ください。

昨年度、問題となりました県有施設の煙突に使用されている煙突断熱材の措置状況をとりまとめたものです。

各部局の適切な対応により、ご覧のように、措置が必要な煙突28本については、内水面研究所を除き、本年10月末までに、建て替え、改修の措置を完了しております。

内水面研究所については、11月7日に工事完了検査を受ける予定となっております。

最後に資料3のアクションプログラムについてですが、今回は、昨年の8月3日現在で改訂を行いました。その後の進捗状況に応じて、本年10月31日付けで改訂しております。

メンバーの変更もありましたので、アクションプログラム目的等について、簡単に説明いたします。

3ページをご覧ください。

アクションプログラムの目的については、県がアスベスト問題に関する対策を総合的に推進していくための具体的な事業や取組を明らかにしたうえで、全庁が一体となって本プログラムを推進し、県民の不安を払拭し、安全・安心を確保しようとするものです。

対策区分は、第1には「アスベストに対する県民不安等への対応」、第2には「アスベストの飛散防止等への対応」とし、その方向性として、「相談体制等の整備」、「健康対策」、「建築物対策」、「環境対策」、「廃棄物対策」、「公的施設対策」の6本を掲げております。

このアクションプログラムはホームページ等で情報提供することにより、県民が本県のアスベスト対策の最新の状況を知ることができるものいたします。そのためプログラムの内容は、適宜更新を行うことにより、最新の情報を提供していくこととしております。

また、対策本部は、各事業等の進捗状況を把握しながら、総合的な対策の推進のために、必要な検討・協議を行っていくこととしております。

4ページ以降には、各課から提出していただいた、アスベスト対策に直接・間接的に関わる各種の事業や取組を盛り込んでおります。

以上がアクションプログラムの概要です。

今回の改正部分については、朱書きにより表記しております。

主な改正は、県有施設等の再調査に至る経緯と同様、トレモライト等の検出事例を受けて、各部局が関係する施設等に対しても6種類のアスベストに係る使用実態調査を依頼したことによる、その調査結果の更新となっています。

以上、アスベスト対策の進捗状況についてです。

(意見交換)

特になし。

本部長:他に何かご意見はありませんか。

本部長:ないようですので、以上の報告のとおり、県有施設等への対策については、各部局長、所属長のご協力により、一つの区切りがついたものと考えています。しかしながら、民間施設等については、新たなアスベストの種類への対応など、まだアスベスト問題は完全に収束しておりません。県民の不安を払拭し、安全・安心を確保するため、これからも、県としての対応を的確に進めると共に、国の取組等の迅速な情報収集に十分留意し、全庁一体となって対策を推進するようお願いいたします。